

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療)の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)の支給認定に関する事務における個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)受給者証の交付に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条に基づく自立支援医療費(精神通院医療)支給事務にあたり、申請書等を受理し、審査の上認定し受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは、①自立支援医療費の支給認定の申請にかかる事実についての審査、支給認定 ②自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務 ③自立支援医療受給者証の交付(再交付)、返還に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院)費受給者証(精神通院)交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表144の項、145の項、146の項 [情報提供] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、80の項、125の項、144の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県こころとからだの相談支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県こころとからだの相談支援センター 所在地: 〒870-1155 大分市大字玉沢908番地 電話番号: 097-541-5276

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、精神障害者保健福祉手帳交付事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]
＜選択肢＞
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	
判断の根拠	大分県側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	4—②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第9条第7項 別表第二 108項、109項、110項 別表第二主務省令第55条第3号、4号 [情報提供] 番号法第9条第7項 別表第二 26項、56の2項、87項 別表第二主務省令第30条11項	[情報照会] 番号法第19条第7項 别表第二 108項、109項、110項 别表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 [情報提供] 番号法第19条第7項 别表第二 26項、56の2項、87項 别表第二主務省令第19条、第30条、第44条	事後	別表第二主務省令の改正
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I —3 法令上の根拠	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条1号～7号	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
令和5年5月30日	I —4—②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第7項 别表第二 108項、109項、110項 别表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 [情報提供] 番号法第19条第7項 别表第二 26項、56の2項、87項 别表第二主務省令第19条、第30条、第44条	[情報照会] 番号法第19条第8号 别表第二 108の項、109の項、110の項 别表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3 [情報提供] 番号法第19条第8号 别表第二 26の項、56の2の項、87の項、108の項 别表第二主務省令第19条、第30条、第44条、第55条	事後	
令和5年5月30日	II —1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月27日時点	事後	
令和5年5月30日	II —2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月27日時点	事後	
令和7年12月16日	I —3法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 别表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 别表117の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	I－4－②法令上の根拠	<p>[情報照会] 番号法第19条第8号 別表第二 108の項、109の項、110の項 別表第二主務省令第55条、第55条の2、第55条の3</p> <p>[情報提供] 番号法第19条第8号 別表第二 26の項、56の2の項、87の項、108の項 別表第二主務省令第19条、第30条、第44条、第55条</p>	<p>[情報照会] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表144の項、145の項、146の項</p> <p>[情報提供] 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項、80の項、125の項、144の項、161の項</p>	事後	
令和7年12月16日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年2月27日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月16日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年2月27日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月16日	IV－8 人手を介在させる作業		新様式への変更	事後	
令和7年12月16日	IV－11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	